

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## iGAAP in Focus

### 財務報告

#### IASB が財務諸表における表示および開示に関する新しい基準を公表

#### 目次

##### 背景

##### 新しい要求事項

##### 他の IFRS 会計基準の修正

##### 経過措置および発効日

##### さらなる情報

詳細は、下記 Web サイト参照

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

本 iGAAP in Focus では、国際会計基準審議会（IASB）が 2024 年 4 月 9 日に公表した IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の概要を解説する。

- 新しい基準である IFRS 第 18 号は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に置き換わるものであり、IAS 第 1 号の要求事項の多くを引き継ぐものである。
- IFRS 第 18 号では、以下の新しい要求事項が導入される。
  - 指定された区分と定義された小計の純損益計算書における表示
  - 財務諸表の注記における経営者が定義する業績指標（MPM）に関する開示
  - 集約と分解の改善
- IAS 第 1 号の要求事項の一部は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」<sup>1</sup>および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に移動される。
- IASB はまた、IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」および IAS 第 33 号「一株当たり利益」に若干の修正を加える。
- IFRS 第 18 号は、特定の経過措置を伴う遡及的適用を要求している
- 企業は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 18 号を適用することが要求され、早期適用は認められる。

<sup>1</sup> IAS 第 8 号の拡張された内容を反映するため、IASB は、IFRS 第 18 号が発効した後、基準のタイトルを「財務諸表の作成の基礎」に変更する。

## 背景

2016 年、IASB は、企業の業績報告の比較可能性と透明性に関する投資家の懸念に応じて、基本財務諸表プロジェクトを開始した。

2019 年 12 月、IASB は、公開草案 ED/2019/7「**全般的な表示および開示**」を公表した。コメント期間終了後、IASB は、受け取ったコメントを考慮して提案を再検討した。これらの提案は、現在、IFRS 第 18 号で最終決定されており、一部修正が加えられている。

### 見解

IASB は、ED における以下の提案を最終決定しないことを決定した。

- 営業費用を性質と機能の両面から分析することの禁止（「混合表示」）
- 不可分な関連会社および共同支配企業、および不可分でない関連会社および共同支配企業を区別する要求事項
- 通例でない項目（すなわち、予測価値が限られている収益および費用）を単一の注記で開示し、説明する要求事項

IFRS 第 18 号は、IAS 第 1 号に置き換わるものであり、IAS 第 1 号の要求事項の多くを変更せずに引き継ぎ、新しい要求事項でそれらを補完するものである。さらに、いくつかの IAS 第 1 号の項は、IAS 第 8 号と IFRS 第 7 号に移動されている。さらに、IASB は、IAS 第 7 号および IAS 第 33 号に若干の修正を加えた。

本ニュースレターは、IFRS 第 18 号、および IAS 第 7 号ならびに IAS 第 33 号の修正により導入された新たな要求事項に焦点を当てる。

## 新しい要求事項

### 純損益計算書の収益と費用を分類するための区分

IFRS 第 18 号は、企業に純損益に含まれる収益と費用を以下の区分のいずれかに分類することを要求する。

- 営業
- 投資
- 財務
- 法人所得税
- 非継続事業

すべての企業は同じ分類の要求事項に従うことが要求され、主要な事業活動として資産に投資する企業（投資企業、投資不動産企業、保険会社など）と、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供する企業（銀行など、以下の「特定の主要な事業活動を行う企業の要求事項」を参照）については、いくつかの変更が加えられる。

#### 営業区分

営業区分は、投資、財務、法人所得税、または非継続事業の区分に分類されない純損益計算書に含まれるすべての収益および費用で構成される。言い換えれば、営業区分はデフォルトの区分であり、企業の主要な事業活動からの収益と費用を含むがこれらに限定されない。追加的な活動による収益および費用など、他の事業活動からの収益および費用も、それらの収益および費用が他の区分に分類されるための要求事項を満たしていない場合、営業区分に分類される。

#### 投資区分

投資区分は、以下から生じる収益および費用で構成される。

- 関連会社、共同支配企業、非連結子会社への投資

- 現金および現金同等物
- 企業の他の資源とはおおむね独立して個別にリターンを生み出すその他の資産

投資区分に分類される「収益および費用」には、次のものが含まれる。

- 資産によって生み出される収益
- 資産の認識の中止を含む、資産の当初および事後測定から生じる収益および費用
- 資産の取得および処分に関連する増分コスト（たとえば取引コストおよび資産の売却コスト）

投資区分に分類することが要求される収益および費用の例は次のとおりである。

- 持分法適用による関連会社および共同支配企業の利益に対する持分
- 債券投資による利息収益
- 株式投資による配当金
- 投資用不動産からの賃貸収益と公正価値の利得または損失。

#### 財務区分

財務区分は、資金調達のみを伴うかどうかにかかわらず、資金調達を伴う取引から生じる負債からの収益と費用で構成される。

資金調達のみを伴う取引から生じる負債には、次のものが含まれる。

- 現金で決済される負債性商品
- 企業自身の株式の交付を通じて決済される債券

資金調達のみを伴わない取引から生じる負債には、次のものが含まれる。

- 財またはサービスの買掛金
- リース負債
- 確定給付年金負債

財務区分に分類される「収益と費用」は、負債の認識を生じさせる取引に依存する。

- 資金調達のみを伴う取引から生じる負債の場合、負債の当初および事後測定（負債の認識の中止を含む）から生じる収益および費用、ならびに負債の発行および消滅に直接起因する増分費用
- 資金調達のみを伴わない取引から生じる負債の場合、他の関連する IFRS 会計基準を適用して計上される、利息収益および利息費用ならびに利率の変動から生じる収益および費用

#### 法人所得税区分

法人所得税の区分には、次のものが含まれる。

- IAS 第 12 号「法人所得税」を適用する、純損益に含まれる税金費用または税金収益
- 関連する外国為替差額

非継続事業区分

非継続事業の区分は、IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産および非継続事業」に定義される非継続事業からの収益および費用で構成される。

純損益計算書の例示

以下は、IFRS 第 18 号の「設例」に掲載されている純損益計算書の例からの抜粋である。例示されているように、総損益に加えて、企業は 2 つの新しく定義された小計（「営業利益」と「財務および法人所得税前純利益」）を表示することが要求される。

この例の企業は、主要な事業活動として資産に投資しておらず、主要な事業活動として顧客にファイナンスを提供していない。

純損益計算書	20X2	20X1	区分 <sup>2</sup>
収益	XXX	XXX	営業
売上原価	(XXX)	(XXX)	
売上総利益	XXX	XXX	
その他の営業収益	XXX	XXX	
販売費	(XXX)	(XXX)	
研究・開発費	(XXX)	(XXX)	
一般管理費	(XXX)	(XXX)	
のれんの減損損失	(XXX)	-	
その他の営業費用	(XXX)	(XXX)	
<b>営業利益</b>	<b>XXX</b>	<b>XXX</b>	
関連会社および共同支配企業の利益に対する持分および売却による利得	XXX	XXX	
<b>財務および法人所得税前純利益</b>	<b>XXX</b>	<b>XXX</b>	財務
借入金およびリース負債の利息費用	(XXX)	(XXX)	
年金債務および引当金の利息費用	(XXX)	(XXX)	
税引前当期純利益	XXX	XXX	法人所得税
法人所得税費用	(XXX)	(XXX)	
継続事業による利益	XXX	XXX	非継続事業
非継続事業による損失	-	(XXX)	
<b>純損益</b>	<b>XXX</b>	<b>XXX</b>	

2 「区分」列は、純損益計算書の構造を示すために表示されている。区分ラベルは純損益計算書において表示することを求められない。

特定の主要な事業活動を行う企業の要求事項

IFRS 第 18 号では、「特定の主要な事業活動」として、主要な事業活動としての資産投資と、主要な事業活動としての顧客へのファイナンスの提供 2 つが特定されている。これらの特定の主要な事業活動を行う企業は、そうでなければ投資区分または財務区分に分類されるはずであった収益および費用の一部を営業区分に分類することが要求される。

IFRS 第 18 号は、企業が主要な事業活動として資産に投資するか、または顧客にファイナンスを提供するかは事実の問題であると説明している。本基準は、この評価の一部として考慮すべき要素に関する詳細なガイダンスを提供する。

投資企業やリテール銀行など、一部の企業は、主要な事業活動として資産への投資と顧客へのファイナンスの提供の両方を行う場合がある。

#### 特定の収益および費用の分類

- **外国為替差額**：外国為替差額は、差額を生じさせた項目の収益および費用と同じ区分に分類される。例えば、財の販売に係る外貨建売掛金の為替差額は、営業区分（財の販売と同じ区分）に分類される。ただし、外国為替差額を、その差額を生じさせた項目からの収益および費用と同じ区分に分類することが過度のコストまたは労力を伴う場合には、企業は、外国為替差額を営業区分に分類することが認められる。
- **デリバティブの公正価値損益**：デリバティブの公正価値損益の分類は、デリバティブが特定されたリスクへのエクスポージャーを管理するために使用されるかどうか、およびデリバティブがヘッジ手段として指定されているかどうかによって異なる。
- **混合契約からの収益および費用**：主契約の負債と組込デリバティブで構成される混合契約からの収益および費用の分類は、組込デリバティブが主契約の負債から分離されるかどうか、および混合契約の性質によって異なる。

#### 経営者が定義する業績指標（MPM）

##### 定義

MPM は、次の規準をすべて満たす収益および費用の小計である。

- 経営者による説明、プレスリリース、投資者向けプレゼンテーションなど、財務諸表以外の公開のコミュニケーションで使用される（注：口頭でのコミュニケーション、口頭でのコミュニケーションの書面による記録、またはソーシャルメディアへの投稿は、MPM を識別するための公開のコミュニケーションを表すものではない）。
- 企業全体の財務業績の一側面に関する経営者の見方を投資者に伝えるために使用される。企業が財務諸表以外の公開のコミュニケーションで使用する収益および費用の小計は、企業が推定を反証する場合を除き、企業全体の財務業績の一側面に関する経営者の見方を伝えると推定される。
- IFRS 第 18 号に列挙されていない、または IFRS 会計基準で具体的に要求されていない。

##### 開示要求

企業は、財務諸表に単一の注記で MPM に関する情報を開示することが要求される。この注記では、MPM は、企業全体の財務業績の一側面に関する経営者の見方を提供するものであり、他の企業が提供する類似のラベルや説明を共有する指標と必ずしも比較できるものではないという記述が要求される。

各 MPM について、企業は以下を開示することが要求される。

- MPM が企業の財務業績に関する有用な情報を提供すると経営者が考える理由を含む、MPM がコミュニケーションする財務業績の一側面の説明
- MPM の計算方法の説明
- MPM と、IFRS 第 18 号に列挙された最も直接的に比較可能な小計、または IFRS 会計基準で要求される合計または小計との間の調整表（調整表で開示された各項目につき、以下を含む）。
  - 税効果
  - 非支配持分への影響
- 企業が税効果をどのように決定したかの説明

企業が MPM の計算を変更した場合、新しい MPM を導入した場合、または以前に開示された MPM の使用を中止した場合、以下の開示が要求される。

- 変更、追加または中止の説明とその影響
- 変更、追加または中止の理由
- 変更、追加または中止を反映するための比較情報の修正再表示（実務上不可能である場合を除く）

IFRS 第 18 号は、MPM ではないためこれらの要求事項の対象とならない収益および費用の特定の小計を規定している。これらの小計には、減価償却、償却および IAS 第 36 号「資産の減損」の範囲に含まれる減損損失前の営業利益または損失（OPDAI）が含まれる。

#### 見解

注目すべきは、小計のリストに「利息、税金、減価償却および償却前利益」(EBITDA)が含まれていないことである。IASB は、EBITDA は財務諸表の利用者とのコミュニケーションにおいて最も一般的に使用される指標の 1 つであるが、銀行や保険など一部の業種では使用されていないことに注目した。さらに、EBITDA が何を表しているのかについては、さまざまな分析の出発点である以外にはコンセンサスが得られなかった。

EBITDA 指標は MPM の定義に合致する可能性がある。IASB は、OPDAI は、現在提供されている EBITDA 指標の多くと同様の情報を提供すると結論付けた。その結果、IASB は、IFRS 第 18 号の小計のリストに OPDAI を含めることを決定した。

### 情報の集約と分解

#### 基本財務諸表と注記の役割

財務諸表の目的は、投資家が企業への将来の正味キャッシュ・インフローの見通しを評価し、企業の経済的資源に対する経営者の管理を評価する際に役立つ、企業の認識した資産、負債、資本、収益、費用に関する財務情報を提供することである。

この目的を達成するために、基本財務諸表と注記は、財務情報を提供する上で次のような異なった補完的な役割を有する。

- 基本財務諸表は、企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用、およびキャッシュ・フローの体系化された要約を提供する。これは以下に有用である。
  - 企業の認識された資産、負債、資本、収益、費用、キャッシュ・フローの理解可能性のある概要を取得する
  - 企業間、および同じ企業の報告期間間の比較を行う
  - 財務諸表の利用者が注記で追加情報を求めることを望む項目または領域を特定する
- 注記は、以下に必要な重要性がある情報を提供する。
  - 投資者が基本財務諸表の項目を理解できるようにする
  - 財務諸表の目的を達成するため、追加情報で基本財務諸表を補足する

#### 情報の集約と分解の原則

IFRS 第 18 号は、個々の取引およびその他の事象に関する情報を、基本財務諸表に表示され、注記に開示される情報に集約または分解することを要求している。

要求事項は、情報の集約と分解の原則に基づいている。IFRS 第 18 号は、企業に対し、以下の事項を確保することを要求する。

- 項目は、共通する特徴に基づいて分類および集約され、共有されていない特徴に基づいて分解される
- 項目は、基本財務諸表と注記がそれぞれの役割を果たすように集約または分解される
- 項目の集約と分解は、重要性がある情報を不明瞭にしない

企業は、結果として得られる情報が重要性がある場合は常に、情報を分解することが特に要求される。

IFRS 第 18 号は、企業がこの原則を適用するのを支援するために、項目の類似または非類似の特徴を評価する際に考慮すべき特徴を含む、項目の集約と分解、および集約項目のラベル付けに関する適用ガイダンスを提供している。

### 営業費用の表示

IFRS 第 18 号は、以下の特徴の 1 つまたは両方を使用して、費用の最も有用な体系化された要約を提供する方法で営業費用を分類および表示することを企業に要求している。

- 営業費用の性質（原材料費や従業員給付など）
- 企業内の営業費用の機能（売上原価など）。

営業費用の表示方法を決定する際には、どの項目が、企業の収益性と業界慣行の主要なコンポーネントまたは推進要因に関する最も有用な情報を提供するかなどの要因を考慮することが要求される。

機能別に分類された営業費用の項目を 1 つ以上表示する企業は、財務諸表の単一の注記で特定の費用の性質別金額を開示することが要求される。

### その他の IFRS 基準の修正

#### IAS 第 7 号の修正

IASB は、IAS 第 7 号を次のように修正した。

- 間接法により営業活動によるキャッシュ・フローを報告する際の開始点として営業利益の小計を使用することをすべての企業に要求する
- 以下のように、支払利息、受取利息および支払配当金、受取配当金に関連するキャッシュ・フローの表示の選択肢を削除する
  - 主要な事業活動が特定されていない企業の場合:
    - » 受取利息および配当金は、常に投資活動によるキャッシュ・フローとして分類される
    - » 支払利息および配当金は、常に財務活動によるキャッシュ・フローとして分類される
  - 主要な事業活動として資産に投資し、または顧客にファイナンスを提供する企業の場合、企業は次のことを行うことが要求される
    - » IFRS 第 18 号を適用し、純損益計算書における配当収益、利息収益、利息費用の分類方法を参照することにより、キャッシュ・フロー計算書における受取配当金、受取利息、支払利息の分類方法を決定する
    - » これらの各キャッシュ・フローの合計を、キャッシュ・フロー計算書の単一の区分に分類する（つまり、営業活動、投資活動、財務活動のいずれか）
    - » 支払配当金を財務活動によるキャッシュ・フローとして分類する

#### 見解

IFRS 第 18 号の営業、投資および財務の区分は、IAS 第 7 号のものとは異なる意味を有する。IFRS 第 18 号の開発に当たっては、IASB は、各基本財務諸表の目的を優先し、純損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の区分間の整合性を求めなかった。

IASB は、2022 年 7 月に完了した第 3 回アジェンダ協議において、キャッシュ・フロー計算書および関連事項に関するリサーチ・プロジェクトをリサーチ・プロジェクト・パイプラインに追加した。

#### IAS 第 33 号の修正

基本および希薄化後の 1 株当たり利益（EPS）の報告に加えて、企業は IAS 第 33 号により、包括利益計算書の任意の構成要素に基づいて計算された追加の EPS を（注記のみで）開示することが認められている。

IAS 第 33 号の修正により、分子が IFRS 第 18 号で特定された合計または小計のいずれかであるか、または MPM である場合にのみ、企業がこれらの追加 EPS を開示することが認められる。

### 発効日および経過措置

企業は、2027 年 1 月 1 日以後開始する事業年度に IFRS 第 18 号を適用することが要求される。早期適用は認められる。企業がそれ以前の期間に IFRS 第 18 号を適用する場合、その事実を注記で開示することが要求される。IAS 第 7 号および第 33 号の修正並びに改訂 IAS 第 8 号および IFRS 第 7 号は、企業が IFRS 第 18 号を適用した時に発効する。

企業は、IAS 第 8 号を適用して IFRS 第 18 号を遡及的に適用することが要求される。ただし、企業は、IAS 第 8 号第 28 項(f)に規定された定量的情報（すなわち、表示された各期間について、影響を受ける各財務諸表の項目の修正額、および基本 EPS および希薄化後 EPS に対する関連する影響）を表示する必要はない。

その代わりに、年次財務諸表において、企業は、IFRS 第 18 号が最初に適用される期間の直前の比較期間について、純損益計算書の各項目について、以下の間の調整表を開示することが要求される。

- IFRS 第 18 号を適用して修正再表示された金額
- 以前に IAS 第 1 号を適用して表示された金額

企業が IFRS 第 18 号の適用初年度に要約期中財務諸表を作成する際に IAS 第 34 号「期中財務報告」を適用する場合、企業は、IAS 第 34 号 10 項の要求事項（期中財務諸表が直近の年次財務諸表に含まれる見出しと小計を保持することが要求される）に関わらず、要約期中財務諸表に、IFRS 第 18 号の適用するにあたり使用すると予想される各見出しと IFRS 第 18 号で要求される小計を表示することが要求される。実際、企業は、IFRS 第 18 号に従って作成された年次財務諸表の最初のセットを発行するまで、要約期中財務諸表の見出しおよび小計に関する IAS 第 34 号 10 項の要求事項を適用すべきではない。

企業が IFRS 第 18 号の適用初年度に期中財務諸表の作成に IAS 第 34 号を適用する場合、当該企業は、当期および当期累計の直前の比較期間および累計比較期間について、期中財務諸表の純損益計算書に表示された各項目について、以下の間の調整表を開示することが要求される。

- 企業が IFRS 第 18 号を適用した場合の会計方針を適用して修正再表示した、比較期間と累積比較期間についての金額
- 企業が IAS 第 1 号を適用した場合の会計方針を適用して以前に表示した、比較期間と累積比較期間についての金額

企業は、当期または以前の比較期間の調整表を開示することは認められるが、要求されない。

IFRS 第 18 号の適用開始日において、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」18 項の適用に適格である企業は、関連会社または共同支配企業に対する投資の測定に関する選択を、持分法から IFRS 第 9 号に従って純損益を通じた公正価値での測定に変更することが認められる。企業がそのような変更を行った場合、企業は、IAS 第 8 号を遡及的に適用して変更を適用することが要求される。IAS 第 27 号「個別財務諸表」11 項を適用する企業は、その個別財務諸表において同じ変更を行うことが要求される。

### さらなる情報

IFRS 第 18 号についてご質問がある場合は、通常のデロイトの担当者にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [sustainability reporting](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 2 万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの 45 万人超の人材の活動の詳細については、[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいづれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301